平成２６年（フ）第２２１号
群馬県前橋市稲荷新田町276番地10
破産者　甲斐雄一郎
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３９号
群馬県高崎市棟高町1234番地５
破産者　有賀　英司
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２４４号
群馬県高崎市中大類町509番地１
破産者　高木　克哲
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４６２号
新潟県燕市吉田大保町11番35号
破産者　早川　啓治
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番35号
破産者　藤原　　亨
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
山梨県南都留郡山中湖村平野902番地の２、開始決定時の住所山梨県南都留郡山中湖村平野1952番地の１
破産者　長田　一郎
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
静岡県沼津市東熊堂374－３　ヴィラ松沢Ｂ208号室、住民票上の住所静岡県田方郡函南町柏谷1064番地の１　レオパレス柏谷207
破産者　七條　高明
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
静岡県伊豆の国市四日町226番地の４
破産者　辻　　久志
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
静岡県三島市大場1086番地の433
破産者　青野佐知子
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８４号
愛知県弥富市平島東１丁目120番地　トゥー・ル・モンドＫ　Ｉ－102
破産者　久保　泰人
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２６号
名古屋市中区大井町１番15号　サンセジュール東別院５Ａ号
破産者　水谷　京子
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０８号
名古屋市西区江向町５丁目35番地　レオパレスＲＸ庄内通303号
破産者　足達　浩史
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１０号
愛知県小牧市岩崎原１丁目15番地
破産者　太田　康弘
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０４６号
名古屋市名東区一社４丁目103番地　パストラルM105号、開始決定時の住所名古屋市中川区清船町３丁目１番地の１　県営清船南住宅１等507号
破産者　松田佳奈恵
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０６６号
名古屋市千種区覚王山通８丁目70番地の１　サンクレア池下１号棟2211号室、開始決定時の住所名古屋市千種区観月町１丁目５番地　ヴィスタ覚王山502号
破産者　山本貴美代
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５２号
京都市南区唐橋赤金町31番地　東英風荘１号
破産者　岡根　幸夫
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
徳島県徳島市北田宮３丁目11番46号、旧住所徳島県徳島市川内町沖島422番地の１
破産者　小西　良二
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
福岡県大川市大字酒見868番地４
破産者　井上　尚之
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
福岡県大牟田市野添町60番地、開始決定時の住所福岡県大牟田市中白川町１丁目27番地
破産者　坂梨　美美
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部